

確認申請書の記載内容に係る調査書

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターは、確認審査業務を正確かつ迅速に実施するように心がけております。そのため、下記の調査について記入し提出していただきますよう御協力をお願いします。

| 主 要 調 査 内 容 | 調 査 方 法 |
|---|---|
| 1. 敷地に接する道路の状況 ①道路の種類（法 42 条 1 項各号、2 項道路など） ②公団上、前面道路と申請敷地の間に水路や他敷地等がある場合の接道(法 43 条ただし書許可の必要性) | <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 2. 用途地域などの状況 ①用途地域(特別用途地区共) ②用途地域境の確認 ③容積率 ④建ぺい率 ⑤最低敷地面積制限の有無 | <input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 3. 都市計画施設の状況(付近に都市計画施設がある場合に限る) ①申請建築物は都市計画施設内に計画されていないか ②申請敷地は都市計画施設内にかかるか(計画道路等の位置及び幅員、完了か未完了) | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 4. 開発行為の状況 (大規模な申請敷地、分譲地などに限る) : 市街化調整区域、市街化区域 1,000 m ² 以上、区域区分非設定 3,000 m ² 以上、都市計画区域外 10,000 m ² 以上の敷地が対象となるが、 ①計画が開発行為に当たるか : 注 1 | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 5. 宅地造成工事規制区域内の状況(指定区域のある市町に限る) ①宅地造成工事規制区域内の敷地か ②計画が宅地造成等規制法の許可に当たるか : 注 1 | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 6. 地区計画・高度地区・高度利用地区の状況 ①地区計画区域・高度地区・高度利用地区内の敷地か ②地区計画の建築条例の有無 ③地区計画・高度地区・高度利用地区の内容 | <input type="checkbox"/> 都市計画図 <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 7. 土砂災害特別警戒区域・災害危険区域の状況 (付近に急傾斜地や土石流・地滑りのおそれのある敷地に限る) ①土砂災害特別警戒区域・災害危険区域の敷地か : 注 2 | <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |
| 8. その他(屋外広告物法、港湾法等) ①下水道処理区域内か | <input type="checkbox"/> 行政の窓口 <input type="checkbox"/> その他() |

調 査 者 設計者 その他 氏名()

- ・ 各事項を確認するためにどのような方法で調べたか、該当するすべての事項の□をチェックしてください。
- ・ 開発許可の要否や、宅地造成工事規制区域内での造成許可の要否の判断は、直接行政に相談してください。

注 1 敷地が開発対象規模又は宅地造成工事規制区域内の場合は、開発・宅造許可の有無に関わらず「都市計画法又は宅地造成等規制法の規定に適合していることを証する書面(適合証明)」の添付が必要です。書面の発行が出来ない場合は、申請書類をお預かりしてセンターより照会をすることになります。

注 2 土砂災害特別警戒区域の確認は、県の H.P. <http://sabougis.pref.shizuoka.jp/shizuokasabo/> を利用ください。

※この調査書は建築基準法及び建築基準法施行令第 9 条(建築基準関係規定)に基づく主要な事項を抜粋したものであり、上記の他に必要な調査等を行うことを前提としています。

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター